

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋換気空調系給気空調機出口ダクトカバーの外れが認められたため、当該カバーを取付	D	
2	2号機	主発電機固定子冷却装置固定子冷却水タンクレベルスイッチ点検において、スイッチユニットのセットビス及び受部に摩耗が認められたため、当該スイッチユニットを交換	D	
3	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A・B）計装品点検において、同ポンプ（A・B）入口流量警報用端子接続ケーブルの被覆に剥離が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	給復水酸素注入系緊急遮断空気駆動弁点検において、弁駆動用電磁弁よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	非常用ディーゼル発電機（B）用No. 4軽油タンク温度計（2台）点検において、ガラス面にひびが認められたため、当該温度計を交換	D	
6	2号機	主蒸気放射線モニタ（A）点検において、動作不良（電源「入」で初期化せず）が認められたため、当該モニタを修理	D	
7	2号機	原子炉格納容器内配管サポート点検において、同配管サポート部の未溶接等（3箇所）が認められたため、当該部を修理	C	
8	2号機	原子炉再循環系ポンプ（A）吊り下げサポート溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	燃料交換機を炉心側から燃料プール側へ無荷重状態で移動する際、マストに揺れが生じ、燃料移動通路（原子炉上部：燃料プール間）仮設鉛シールド側面にマストが触れる事象が認められたため、対応検討	C	
10	2号機	復水脱塩装置硫酸ポンプ（B）ダイヤフラムヘッド浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
11	2号機	非常用ディーゼル発電機（A）冷却海水配管希釈水元弁（B）点検において、弁蓋固定ボルトに腐食が認められたため、当該ボルトを交換	D	
12	2号機	残留熱除去海水系（B系）ストレーナ出口圧力計元弁等（2台）点検において、操作ハンドルに割れが認められたため、当該ハンドルを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	2号機	残留熱除去海水系（B）配管希釈水（一次及び二次）逆止弁（2台）点検において、弁蓋ボルト・ナット他に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
14	2号機	定期事業者検査（主蒸気逃し安全弁・逃し弁機能検査）事前確認において、検査要領書に誤記（テスト接続箇所）が認められたため、当該部を訂正	D	
15	3号機	原子炉建屋4階北側壁面設置の電線管用アース線に外れが認められたため、当該アース線を修理	D	
16	3号機	活性炭ホールドアップ建屋ホールドアップ塔屋上南東機器ハッチ部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）室換気空調系空調機冷却用海水出口元弁点検において、弁座ライニング部に損傷（亀裂）が認められたため、当該部を修理	D	
18	4号機	放射線管理区域従事者に登録されていない人が一時的に管理区域に入域する場合、事前に決められた案内者が入域から退域まで同行し案内すべきところ、管理区域内において一時的に事前に決められた案内者が同行しなかったことが認められたため、対応検討	C	
19	5号機	残留熱除去系原子炉格納容器スプレイヘッダ内部点検において、異物（プラスチックと推定：長さ約10cm×幅約5cm）が認められたため、当該異物を回収	C	
20	5号機	制御棒駆動水圧機構（10-31）配管ベント作業において、中央操作室原子炉制御盤4制御棒位置表示器及びプロセス計算機「ディスプレイ表示」に表示不良が認められたため、当該装置を点検・修理	C	
21	5号機	残留熱除去系ポンプ原子炉圧力容器側入口弁及び圧力抑制室側入口弁異常昇圧防止弁用閉操作防止ストッパーに変形（2台）及び外れ（2台）が認められたため、当該ストッパーを点検・修理	C	
22	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）点検において、インペラ出口に割れ（2箇所）が認められたため、当該部を交換	C	
23	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（38-11）スクラム入口弁及び出口弁開度指示板の外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	6号機	制御棒駆動機構温度記録計の記録用紙送り機構に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
25	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（A）焼却炉用空気予熱器（A）内耐火材の一部に剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
26	集中環境施設	洗濯設備室換気空調系空調機（A～D）のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合</li> <li>・安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>・管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」 (JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為 (判断) とは異なる行為 (判断)

不適合管理グレード分け (不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで